

令和2年3月30日

関係各位

五所川原市総務部管財課

令和2年度の入札・契約方法のお知らせ

平素より当市行政運営につきまして格段のご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて、令和2年度の入札・契約方法に係る取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 建設工事に係る最低制限価格制度について

最低制限価格の算出で設定していた上限（設計額の90%）については撤廃します。

なお、工事に係る最低制限価格制度は原則として指名競争入札で行う場合に採用します。

- ・最低制限価格の算出割合（直接工事費の97%の額、共通仮設費の90%の額、現場管理費の90%の額、一般管理費の55%の額）は変更ありません。
- ・下限は設定し、算出額が80%未満となったものは80%の価格とします。

■計算例：予定価格（税抜）2000万円の建設工事を想定

工事費目	設計額（円）	算出割合	最低制限算出額（円）
①直接工事費	15,000,000	0.97	14,550,000
②共通仮設費	800,000	0.90	720,000
③現場管理費	1,400,000	0.90	1,260,000
④一般管理費	2,800,000	0.55	1,540,000
合計	20,000,000		18,070,000

※設計額、最低制限価格は上記合計額に消費税率を乗じたものとなります。

※最低制限価格においては合計額のみを合否の判定とします。

○従来の最低制限価格基準（上限90%）

$18,070,000 \div 20,000,000 = 0.9035$ （90.35%）となり90%を超えるので

最低制限価格は $20,000,000 \times 0.90$ （90%）=18,000,000円となり、**18,000,000円以上の入札が有効となります。（18,000,000円未満での入札は落札対象外）**

◎令和2年度からの最低制限価格基準（上限なし）

$18,070,000 \div 20,000,000 = 0.9035$ （90.35%）となり90%を超えるが、上限を設けないので、

最低制限価格は算出どおり18,070,000円となり、**18,070,000円以上の入札が有効となります。（18,070,000円未満での入札は落札対象外）**

2 建設関連業務に係る最低制限価格制度の実施について

建設関連業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）の入札についても原則として最低制限価格制度を導入し、入札を実施します。

- ・各業種の算出割合は五所川原市最低制限価格制度実施要綱のとおり
- ・積算内訳書の提出は不要とします。

3 建設工事に係る低入札価格調査基準価格について

低入札価格調査基準価格の算出で設定していた上限（設計額の90%）については撤廃します。

なお、低入札価格調査制度は原則として一般競争入札で行う場合に採用します。

- ・調査基準価格の算出割合（直接工事費の97%の額、共通仮設費の90%の額、現場管理費の90%の額、一般管理費の55%の額）は変更なし。

■計算例：予定価格（税抜）5000万円の建設工事を想定

工事費目	予定価格（円）	低入札価格調査基準		数値的判断基準（参考）	
		算出割合	算出額（円）	算出割合	算出額（円）
①直接工事費	37,500,000	0.97	36,375,000	0.75	28,125,000
②共通仮設費	2,000,000	0.90	1,800,000	0.70	1,400,000
③現場管理費	3,500,000	0.90	3,150,000	0.70	2,450,000
④一般管理費	7,000,000	0.55	3,750,000	0.30	2,100,000
合計	50,000,000		45,075,000		34,075,000

※低入札価格調査基準においては合計額のみを可否の判定とします。

○従来の低入札調査基準（上限90%）

$45,075,000 \div 50,000,000 = 0.9015$ （90.15%）となり90%を超えるので

低入札調査基準価格は $50,000,000 \times 0.90$ （90%）=45,000,000円となり、45,000,000円未満の入札は低入札調査の対象となり、数値的判断基準、その他調査を実施の上、落札者の決定を行います。

○令和2年度からの最低制限価格基準（上限なし）

$45,075,000 \div 50,000,000 = 0.9015$ （90.15%）となり90%を超えるが、上限を設けないので、

低入札調査基準価格は算出どおり45,075,000円となり、45,075,000円未満の入札は低入札調査の対象となり、数値的判断基準、その他調査を実施の上、落札者を決定します。

※低入札価格調査に係る数値的判断基準について

- ・数値的判断基準の割合（直接工事費の75%の額、共通仮設費の70%の額、現場管理費の70%の額、一般管理費の30%の額）は変更なし。
- ・数値的判断基準においては、各工事費目が一つでも基準に満たない場合は失格となります。

4 建設工事に係る低入札価格調査制度の変更について

低入札調査において、従来の数値的判断基準に加え基本的判断基準を設定し、該当した場合は入札者は失格となります。

「基本的判断基準」の失格とは

当該入札前に調査基準価格に満たない入札を行った市発注の工事（共同企業体の方法によるもの及び当該入札の開札日までに完成届が受理されたものを除く。）について、落札者又は契約の相手方となっているものを失格とするものです。

※低入札調査対象となる市発注工事を重複して施工させないようにするものです。

5 条件付き一般競争入札の実施範囲について

平成31年度同様、原則として設計金額3,000万円以上となる建設工事（設計金額3,000万円未満の建設工事及び建設関連業務は原則として指名競争入札で実施します。）

6 適用日

令和2年4月1日に日以降に公告及び指名通知を行う建設工事及び建設関連業務に適用します。

担当 管財課契約係 0173-35-2111（内線2176）